松田町提案型ネーミングライツ募集要項

１　目的

本町では、地域の活力を維持・発展させ、特性を生かしたまちづくりや町民サービスの向上・活性化を進めるにあたり、公共施設に愛称を提案してもらう手法の「提案型ネーミングライツ」を導入することで、施設の知名度、集客力、サービス向上を図ることを目的としています。

２　対象施設

(1) スポーツ施設、文化施設、公園など主に町民利用や交流促進に資する公共施設を対象とします。ただし、対象施設が指定管理者制度導入施設の場合には、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、町、指定管理者及びネーミングライツ事業者との間で必要な事項について協議することとします。

(2) 次の施設は除きます。

ア　町庁舎、寄出張所

イ　小学校、中学校、幼稚園

(3) 上記(2)の施設以外にも施設の特性や愛称名等によりネーミングライツの導入が適さない施設があります。また町民が利用する公共施設でなくてもネーミングライツの導入が可能ですので、ネーミングライツの取得を検討する際には、「９応募方法等(1)事前相談」に記載のとおり事前相談を松田町役場の施設所管課で行ってください。

３　ネーミングライツ期間

原則として３年以上の期間とし、契約期間の満了日については年度の末日（３月３１日）で提案してください。ネーミングライツ期間の始期は、町民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議いたします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理期間を考慮し適切な期間を設定させていただく予定です。

４　ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

５　ネーミングライツ料以外の費用負担

施設名称の看板等を愛称に変更していただきます。この変更や新設に伴う経費、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツ事業者に負担していただきます。

６　応募資格

ネーミングライツ事業者になることを希望する法人が応募することができます。ただし、次の業種及び事業者に係る法人は除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第

２条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
(2) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に該当するもの
(3) 松田町指名停止等措置要領（平成２３年４月１日施行）に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けているもの
(4) 松田町暴力団排除条例（平成２３年松田町条例第２号。以下「条例」という。）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等
(5) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）が、条例第２条第５号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するもの
(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項及び第２項に違反するもの
(7) 納付すべき税を滞納しているもの
(8) その他不適当であると町長が認めるもの

7　ネーミング（愛称の命名）等

(1) 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツ事業者が付けることができる愛称は、施設の一般的な呼称であり、町が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。

施設の愛称として、法人名や商品名等を付けることが可能です。

(2) ネーミングの条件

ア　文字数制限等

愛称は、呼びやすさ、親しみやすさを重視し、原則として２０文字以内で付けてください。施設によっては、愛称に含めてほしい文字を示す場合や略称を設ける場合があります。なお、本町において愛称等表示方法について協議のうえ、神奈川県屋外広告物条例により表示方法を見直していただくことがあります。

イ　愛称は、次に掲げるもののいずれにも該当しないように付けてください。なお、提案いただいた愛称について、相談させていただく場合があります。

(ア)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(イ)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(ウ)　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
(エ)　政治性又は宗教性があるもの
(オ)　社会問題についての主義主張に係るもの

8　ネーミングライツ事業者のメリット等

(1) 町の広報紙やホームページ及びパンフレット等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。ただし、パンフレットについては残部数や改定時期などを考慮し、協議のうえ決定します。また、愛称とともに町が定めている施設名称を併記する場合があります。

(2) ネーミングライツ事業者のホームページ等でネーミングライツ事業者であることを広報することができます。

(3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等について、要望を提案してください。（内容によりご要望に応じることができない場合があります。）

(4) ネーミングライツ事業者は、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

9　応募方法等

(1) 事前相談

提案型ネーミングライツの取得を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。この事前相談は、ネーミングライツを導入できる施設かどうかの判断と、指定管理者制度導入施設に応募があった場合に事業の目的、業種等が競合しないかを事前に指定管理者と協議させていただきますので、(様式１)松田町提案型ネーミングライツ事前相談申込書の対象施設の選定理由、応募の趣旨等については詳細に記入していただき、開庁日の午前８時３０分から午後５時までに、あらかじめ電話連絡のうえ、松田町役場の施設所管課にお持ちください。

(2) 応募書類の受付

上記(1)の事前相談を行ったうえ、開庁日の午前８時３０分から午後５時までに（様式２）松田町提案型ネーミングライツ応募申込書に必要事項を記入し、松田町役場の施設所管課に応募書類をお持ちください。

(3) 応募書類の作成等

ア　応募書類は、＜応募書類一覧表＞に記載する書類で、各12部を提出してください。

イ　応募書類以外に書類の提出をお願いすることがあります。

ウ　応募書類の作成に要する経費は応募者負担とします。

エ　応募書類は返却しません。

10　選考方法等

(1) 選考方法

町設置の有料広告審査会（必要に応じて外部有識者等を招聘）において、主に次の項目を審査します。一定以上の評価を得た応募の申込者を契約締結候補者とします。

なお、同一施設に複数応募があったことにより契約締結候補者が複数いる場合には、その中から優先交渉権者を決定します。

（ア）応募価格

（イ）契約期間

（ウ）愛称

（エ）町民サービス向上等に係る提案

（オ）経営状況

（カ）企業理念

（キ）コンプライアンスの取組

※　応募があった時点で、松田町ホームページで施設名及び応募があった旨を公表し、公表から１０日以内に応募がない場合には優先交渉権者となります。

(2) 審査結果の通知

応募者に文書で通知します。

11　契約等

契約締結候補者と契約締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合は速やかに契約を締結するとともに、愛称名、ネーミングライツ事業者名、契約金額等の公表を行います。契約に至らなかった応募については、公表しません。

なお、契約締結候補者が複数いる場合には、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合には、次点の契約締結候補者と協議を行います。

12　ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いは、契約当初は契約月の末日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに支払うものとし、次年度以降については４月末日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までにその年度分の一括支払いを原則とします。ただし、契約月が年度途中の場合には、月割りにて算出するものとします。

＜応募書類一覧表＞番号

	書類名（標題）	備考
1	松田町提案型ネーミングライツ応募申込書	申込書は、町ホームページに掲載
2	法人の事業概要を記載した資料	会社案内等
3	法人の定款又は寄附行為	
4	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）	＊発行日から２か月以内
5	直近３か年の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表）	
6	直近の事業報告書	
7	法人の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)	町税、県税、国税について必要です。 ＊発行日から２か月以内

＜制度に関する問合せ先＞

松田町政策推進課経営戦略係

〒２５８-８５８５　松田町松田惣領２０３７番地

電話番号　０４６５-８３-１２２２

ＦＡＸ番号０４６５-８３-１２２９

e-mail kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

＜町のＷｅｂサイト（ホームページ）のＵＲＬ＞

次のURLに募集要項、応募申込書等の様式を掲載しています。

http://www.town.matsuda.kanagawa.jp